

総合教育会議・大綱について

総合教育会議

1 設置の目的

■教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。

2 協議事項

- ①教育の振興に関する施策の大綱の策定
- ②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
- ③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

3 H27年度スケジュール（予定）

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
●7/9 第1回会議 ・会議の運営決定 ・大綱の事前準備			●第2回会議 (10～12月) ・大綱検討			●第3回会議 (1～3月) ・大綱策定		

大綱

1 定義

■地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針。
 ・地域の実情にあわせて策定されるものであり、必ずしも網羅的に記載される必要はない。
 ・詳細な施策について策定することを求めるものではない。
 ・教育振興基本計画をもって大綱に代えることも可とされている。

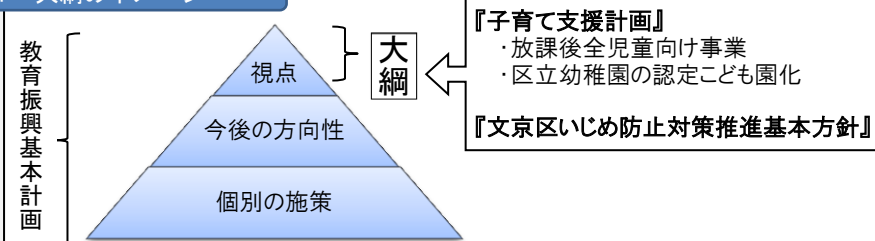
2 方向性

- 『教育振興基本計画』（H26～30年度）をベースとする。
- 『教育振興基本計画』からは「視点」を引用し、今後の方向性、個別の施策は記載しない。
- 「放課後全児童向け事業」「区立幼稚園の認定こども園化」について、『子育て支援計画』（H27～31年度）を踏まえ検討する。
- 『文京区いじめ防止対策推進基本方針』を踏まえ検討する。

3 対象期間

■平成27～30年度とする。
 ・教育振興基本計画が30年度までのため。

4 大綱のイメージ



5 『教育振興基本計画』3つの視点

視点1：学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成

知・徳・体のバランスのとれた、子どもたちの「生きる力」を育むため、「確かな学力の定着」「豊かな人間性の育成」「健康・体力の増進」に向けた取組を行います。
 また、これらの取組が発達段階に応じ見通しをもって展開できるよう、保育園及び幼稚園、小学校、中学校における連携を推進し、教育内容の円滑な接続を図ります。
 さらに、これらを実施する上で、障害がある、または教育上特別の支援を必要とする子どもたちには、障害の状態及び発達の段階や特性など、個の状況に応じた支援及び指導を通して一人ひとりの能力を伸ばすとともに、周囲の子どもたち等の障害に対する理解を促進し、社会において共に生きていくための取組を進めます。

<今後の方向性>

確かな学力の定着
 (以下略)

- 知識や技能の習得にとどまらず、思考力・判断力・表現力などを身に付ける教育活動を進めます。
- 子どもたちが学ぶ楽しさを感じ、知的好奇心をもって自ら進んで学習に取り組むとともに、将来にわたって学び続ける姿勢を身に付ける教育活動を進めます。
- すべての児童・生徒が基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるよう、一人ひとりの個性、習熟や理解の程度を考慮したきめ細かい教育活動を進めます。
- 今後の高度情報化社会や科学技術の進展に貢献できるよう、ICT教育や理数教育の充実を図ります。
- 将来の国際社会で活躍していけるよう、英語教育や国際理解教育の充実を図ります。

<個別の施策>

視点2：地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための連携・協働

視点3：子どもの学びを保証する教育環境

※視点2・3の説明は2ページを参照。

【視点1】

**学校教育における知・徳・体の
バランスのとれた力の育成**

知・徳・体のバランスのとれた、子どもたちの「生きる力」を育むため、「確かな学力の定着」「豊かな人間性の育成」「健康・体力の増進」に向けた取組を行います。

また、これらの取組が発達段階に応じ見通しをもって展開できるよう、保育園及び幼稚園、小学校、中学校における連携を推進し、教育内容の円滑な接続を図ります。

さらに、これらを実施する上で、障害がある、または教育上特別の支援を必要とする子どもたちには、障害の状態及び発達の段階や特性など、個の状況に応じた支援及び指導を通して一人ひとりの能力を伸ばすとともに、周囲の子どもたち等の障害に対する理解を促進し、社会において共に生きていくための取組を進めます。

【視点2】

**地域ぐるみで子どもの教育に
取り組むための連携・協働**

これまで実施してきた学校支援地域本部やコミュニティ・スクールなど様々な取組の活動状況を踏まえ、学校（園）・家庭・地域のほか、関係機関を含めた連携がより一層推進され、地域ぐるみで子どもの教育に取り組めるよう施策を進めていきます。

特に、学校教育と家庭教育は、双方が連動して進むことにより、子どもたちの教育の質は高められていくため、相互がバランスよく機能するよう努めていきます。

【視点3】

子どもの学びを保障する教育環境

子どもたちを取り巻く教育環境を整備するため、学校教育を担う教員の資質向上や教育活動に専念できる工夫、安全・安心な学校（園）生活を送るための防災・防犯に関する危機管理体制の見直しや学校施設の整備、子どもたちの様々な課題に対する専門的アプローチなど、多岐にわたる取組を実施します。

また、小・中学校における学校教育では、学校運営に適した学校規模が必要であり、中長期的なビジョンをもって適正な規模と適正な配置を確保していきます。

① 放課後全児童向け事業

「放課後全児童向け事業」は、区立小学校の放課後や休業日に、学校の施設を開放し、全ての児童が安心して過ごすことのできる安全な放課後の居場所とするものである。

現在、林町小学校、駕籠町小学校、明化小学校、小日向台町小学校において事業を実施しているが、全ての子育て世帯が地域の中で安心して子育てができる環境づくりを進めていくことが必要である。

そのため、今後、放課後子ども教室、こどもひろば等を含め再編整備するとともに、小学校全校（20校）において、学校施設等を有効活用した新たな「小学生を対象とした放課後の居場所づくり」を検討・実施していく。

② 区立幼稚園の認定こども園化

「認定こども園」とは、就学前の子どもたちに教育と保育を一体的に提供し、また地域の子育て支援を行うことを目指した施設である。保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れ、また、子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能を備えているものである。

区においては、質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するために、3歳児の定員拡充の状況を考慮するとともに、区内の地域バランスの考え方、教育・保育の質の確保、食事の提供方法、地域の子育て支援事業のあり方など、様々な課題を検討し、区立幼稚園の認定こども園化を目指していく。

③ いじめ問題への対応

文京区教育委員会の教育目標を達成するために、心身ともに健全な児童・生徒を育成することは、文京区立学校の重要な使命であり、課題である。いじめの問題は、教育目標達成に対する大きな課題であるとともに、児童・生徒の人間形成と人権尊重の精神の育成の上でも極めて重要な問題である。

文京区教育委員会では、これまでもいじめの問題に対して学校・家庭・地域・関係機関と連携し、その早期発見と早期対応に努めてきたところであるが、平成25年9月「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、改めていじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進していく。